

(第1回最終変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 4月 18日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	積算基準改正及びその他資料作成業務(施設-2024)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	積算基準・単価等改定 工事の設計・積算・施工点検に係る資料作成等
業務期間(自)	令和 6年 4月 1日
業務期間(至)	令和 7年 4月 30日
契約金額	55,649,000 円
変更金額	7,667,000 円 増
変更後の契約金額	63,316,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

積算基準改正及びその他資料作成業務（施設－2024） 第1回（最終）変更

1. 以下の変更を行う。

- ・高速道路設備積算システムの保守管理・積算データ管理について、積算サーバーファイルのバックアップ、保存・管理及びPCの状態確認を計画していたが、BOXへの移行に伴い不要となるため取りやめるもの。【削除】
- ・高速道路設備積算システムの操作研修会について、関係部署と調整の結果、取りやめるもの。【削除】
- ・設計・施工・積算点検について、点検実施回数を2回と計画していたが、関係部署と調整の結果、1回に変更するもの。【変更】

2. 数量精査によるもの

積算基準改正における作業量、積算システムの保守管理（高速道路設備、営繕）の実施回数などの数量精査により数量の変更をするもの。【変更】

以上